

ID: 292

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 都市整備課

処分の概要	建築計画変更の承認		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条の7		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (建築計画の変更) 第99条の7 特定建築者は、建築計画に従い当該特定施設建築物を建築することができないやむを得ない事情があるときは、事業計画及び権利変換計画に適合する範囲内において、施行者の承認を受けて、建築計画を変更することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。 都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号)参照			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日